

74ページの補足資料

国の介護保険料の軽減実施により第1段階・第2段階・第3段階の保険料は以下のとおりとなります。

【円】

所得段階	該当者	保険料率	年額	月額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者及び住民税世帯非課税で、 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円以下の人	0.455	33,852	2,821
		軽減後		
第2段階	住民税世帯非課税で、 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が80万円超120万円以下の人	0.285	21,204	1,767
		軽減後		
第3段階	住民税世帯非課税で、 本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計から公的年金に係る雑所得を差し引いた額が120万円超の人	0.685	50,964	4,247
		軽減後		
		0.485	36,084	3,007
		0.690	51,336	4,278
		軽減後		
		0.685	50,964	4,247